

静岡市手話言語条例策定等研究会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、障害者基本法第6条（昭和45年法律第84号）に規定される責務を踏まえ、仮称「静岡市手話言語条例」案を検討するに当たり、関係団体等から広く専門的な意見を聴取するため、静岡市手話言語条例策定等研究会（以下「研究会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について、委員の意見を聴き、又は委員との意見交換を行うものとする。

- (1) 静岡市における手話言語を取り巻く課題に関すること。
- (2) 仮称「静岡市手話言語条例」案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために、市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 研究会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 手話言語話者の団体を代表する者
- (2) 障害当事者団体を代表する者
- (3) 障害者施策に関し優れた識見を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 研究会の会議は、市長が招集する。

2 研究会は、必要があると認めるときは、研究会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 6 月 13 日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。